

# 昭和村デジタル ID 認証搭載電子図書館システム構築業務委託仕様書(案)

## I. 業務の概要

### 1. 業務名

昭和村デジタル ID 認証搭載電子図書館システム構築業務委託（以下、「本業務」という。）

### 2. 業務の目的

本村の図書室の蔵書数は、1万冊弱で冊数も多くないことに加え、開館時間中に、貸し出し手続きを行わなければならない、読書を通した学ぶ機会を得るための利便性は高くない。利用実績を踏まえると30～50代男性の利用がなく、開館時間に足を運ぶことができないなどの要因が推察される。そこで、自宅に居ながらにしてスマートフォンやタブレット、パソコン等の機器で電子書籍の貸出・返却が出来るよう、厳密な個人の認証を可能とするマイナンバーカード（以下、「MNC」という。）を起源とするデジタル ID アプリによる認証を搭載した電子図書館サービスを提供することで、住民に自ら学ぶ機会を提供し、質の高い暮らしや、社会教育の充実を図りながら新しい利用者層の獲得、従来の利用者の利便性を高めることを目的とするものである。

また、村が進める小中一貫校の設置と合わせて、小学校からカリキュラムとして導入された英語教育においても力を入れ、洋書の積極的な活用や、学児童・生徒に対して自ら学ぶ機会を提供し、未来を担う人材の育成へ投資を行う契機とする。

さらに、地域の歴史的な資料も格納することにより、デジタルの利点を生かし、損傷の激しい資料なども電子図書館を通じて利用を可能とすることで、地域における学びを高めていく。

デジタルの場合、物理図書館と違い、1自治体で1図書館である必要はなく、1つの電子図書館プラットフォームに乗りあうことが経済性、住民利便性観点からも望ましいことから、将来的には、複数の自治体での電子図書館の共同運用も想定し、本村だけでなく周辺自治体と連携することで、費用を分担しあいながら持続的な運営を検討する。

本業務は、そのサービス展開にあたりオンライン上で登録から貸し出し（予約含む）、閲覧、返却までを行える電子図書館システム（以下、「システム」という。）の構築を行うものである。

加えて、本業務は「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）マイナンバーカード利用横展開事例創出型」の採択を受け実施することから、同様の課題を持つ自治体や、MNCの活用を進める自治体等への横展開を前提とするものである。

### 3. システム構築及び運用に係る基本的な考え方

本業務の遂行にあたっての、基本的な考え方を次の通り示す。

- (1) システムの導入により、昭和村（以下、「村」という。）において、住民の自ら学ぶ機会の創出し、生涯学習の充実、教育環境の充実へ寄与するものであること。
- (2) 村は、導入初年度は、1自治体のみを用いて運用行うが、後年度以降隣接する自治体など複数自治体による共同運用を検討していること。
- (3) システムを稼働させるネットワーク及びクラウド基盤については、十分なセキュリティ対策が施されていること。

- (4) システムは、クラウド方式により導入することを基本とするものであり、以下「IV. システム要件」で定める要件を満たすクラウド型システムにて構成すること。
- (5) システムの構築にあたり、デジタルID アプリによる認証機能を具備すること。
- (6) システムの構築にあたり、データ連携基盤等へ API によるデータ接続が可能な拡張性を担保するとともに、相互運用性を確保し、データの相互連携利用が図ることができるものとする。
- (7) 本業務にかかる請負代金の支払いは、システム構築完了後「システム初期構築費用」と「システムの稼働及び保守・運用費用」に分け支払いを予定している。

なお、システムの稼働及び保守・運用費用については、令和8年3月までの利用料分を一括して支払うことから、システムの利用開始から当該期間までの費用を算出すること。プロポーザルによる受託者が決定した後、提案価格の範囲内で随意契約に係る見積入札により契約締結を予定している。

## II. 業務範囲

### 1. 本業務の範囲

本業務では、上記の課題等を解決することを目的に、システムの構築・導入・運用など円滑にサービスを開始するための全般的な作業を行う。

- (1) システム設計、開発、セットアップ、協議
  - ① 村との綿密な打ち合わせを行い、利用者に配慮したシステムとなること
  - ② 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと
- (2) システム構築
  - ① システムの利用者は「福島県大沼郡昭和村に居住する者、または在勤・在学の者」とすること。
  - ② システムの利用者は24時間いつでも電子書籍を貸出・閲覧・返却できること。
  - ③ 本書に示す要求水準に沿ったシステムを構築すること。
- (3) 保守・運用
  - ① 保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、村からの連絡・問い合わせに対応する一元的な担当窓口を設けること。
  - ② システム障害が発生した場合において速やかな復旧の措置を講じるとともに、原因や対応状況について随時報告できる体制を整えておくこと。
  - ③ システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。
  - ④ 管理者システムの利用にあたっては、ID とパスワードによる認証あるいはこれに類する認証を必須とすること。
  - ⑤ 管理者システムの利用にあたっては、各職員の職務や職位に応じたアクセス制御を実施し、不正接続、情報漏洩、データ改ざんを防止する措置を講ずること。
  - ⑥ システム履歴等の各種ログを記録すること。
  - ⑦ システムへの不正アクセスやウイルス感染の監視を行うことができ、必要に応じ村へ連絡

する体制を確立していること。

- (4) 研修の実施等支援体制の構築
  - ① システムの円滑な運用となるよう、村への説明・指導が実施されること。
  - ② 住民説明会等における利用者への説明・指導に係る相談・支援へ対応すること。
- (5) その他支援（プロジェクトマネジメント）
  - ① 業務進捗管理
  - ② 電子書籍の選定に向けた支援
  - ③ 利用促進に向けた支援

### III. 履行期間

#### 1. システムの初期構築及びセットアップ

契約の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

なお、システムの初期構築及びセットアップについては、可能な限り早期のサービスインを目指すこととし、複数段階でのシステムのリリース作業を認めるものとする。

提案にあたっては、構築スケジュールを可能な限り詳細に記載をすること。

#### 2. システム稼働及び保守・運用支援

システム稼働の日から、令和 8 年 3 月 31 日まで

### IV. システム要件

#### 1. 基本要件

- (1) 構築環境  
クラウド型とし、維持管理費用の削減、管理の簡素化を図ること。
- (2) 利用環境
  - ① 利用者がインターネットを経由し電子図書館サイトに接続、デジタル ID アプリ認証または、ID、パスワードを入力することで、電子書籍の検索・貸出・閲覧・返却ができること。  
また、電子書籍の検索は ID、パスワードを入力せずにできること。
  - ② 24 時間いつでも電子書籍を貸出・閲覧・返却できること。
  - ③ 閲覧端末として、パソコン (OS: Windows 及び Mac、Chrome OS) 及びスマートフォン・タブレット (OS: iOS 及び Android、Chrome OS) に対応していること。
- (3) 運用環境
  - ① 毎日 24 時間サービスが利用できること。ただし、やむを得ずメンテナンス等でサービスを停止する場合は、事前に通知すること。また、停止時間は可能な限り短時間とすること。

#### 2. 性能要件

- (1) 電子図書館システム
  - ① 「1. 基本要件」に示す運用において、安定的かつ迅速に処理できる性能を有していること。

- ② 操作における応答時間は、使用者にストレスを与えないレスポンスを確保すること。
- ③ ユーザー登録・認証の際に、村が指定するデジタル ID アプリでの登録・認証を行えるようにすること。
- ④ 利用対象者が転居などの理由でサービス利用の権利を失効した時、デジタル ID アプリの情報を参照し、利用対象者から除外できる仕組みであること。
- ⑤ 将来的な発展運用の際に、データ連携基盤等との連携を想定し、API によるデータ接続が可能な拡張性を担保すること。
- ⑥ 貸し出し実績などを CSV ファイル等の形式によるダウンロードが可能であること。
- ⑦ その他、村が目指す課題解決に対応するシステム構築が可能であること。

## (2) デジタル ID アプリ認証機能

以下の機能を有するデジタル ID アプリと API により連携し、利用対象者の判定と電子図書館サイトへのサインインができる機能を有すること。

- ① iOS、Android いずれも対応していること。
- ② 初回登録時に MNC の署名用電子証明書を読み取ることにより公的個人認証を実現していること。
- ③ MNC 読み取り時にカードリーダーなど別媒体を使用せずスマートフォンで完結が可能なこと。
- ④ MNC と連携して独自のデジタル ID を生成すること。
- ⑤ デジタル ID を活用し、アプリケーションログイン時の MNC 読み取りを不要とする機能を有していること。
- ⑥ 総務大臣認定の公的個人認証サービスを提供する事業者が提供していること。

## (3) 個人情報保護

システムの利用にあたり、住民の個人情報の一部をシステムに格納することから、以下に留意すること。

- ① 個人情報に関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守すること。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩を予防するために合理的な安全対策を行うこと。
- ③ 本人の同意がない限り、個人情報を第三者に提供しないこと。
- ④ 電子図書館の利用者 ID は、当該 ID とは直接関係のないランダム文字列（UUID の形式）を生成し暗号化して、保持し、送信すること。デジタル ID アプリ利用の際には連携先認証サービスに準じて個人情報保護がされていること。
- ⑤ 送受信の際の通信の暗号化については、HTTPS 通信を利用すること。

## 3. 操作研修

- (1) 研修計画を作成し、事前に村の承認を得ること。
- (2) 村を対象とした操作研修会を実施すること。

- (3) 研修会の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。
- (4) 研修会で使用するテキスト等は受託者が準備すること。
- (5) 研修会場、使用するパソコン、プロジェクター等は村が準備するものとする。ただし、研修内容に応じて村と十分に協議を行うものであること。
- (6) 必要に応じ、オンライン研修、動画配信による研修などの提案があること。

## V.納品

### 1. 成果物の納品

システムのソースコード（システム）を除き、以下の成果物を電子データ（PDF 形式及び元ファイル）及び印刷物（1部）で納品すること。

- (1) 電子図書館システム 一式
- (2) プロジェクト計画書
- (3) サービス説明書
- (4) サービス利用規約
- (5) システム設定書
- (6) 保守・運用体制
- (7) 利用者マニュアル
- (8) 管理者システムマニュアル

## VI.その他の留意事項

### 1. 追加提案

本仕様書は、村が最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は構築の目的や基本方針等を勘案し、その専門的な立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

### 2. 機密保持

本村が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

### 3. プロジェクト管理

仕様の確認等を行うため、本業務の履行期間内は原則として1か月ごとに打合（打合方法は協議とする。）を行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に2回以上行うこと。

#### 4. 再委託

- (1) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を本村に書面で提出し、了承を得ること。また、受注者は、再委託の行為について全責任を負うこと。
- (2) 再委託先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）することは禁止する。

#### 5. 瑕疵担保責任

運用開始後1年間は瑕疵担保期間とし、運用開始後に判明した本業務に係る瑕疵は受注者にて無償で改修すること。

#### 6. 権利の帰属

本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なもの及び受託者が従前から権利を有しているものを除き、村及び受託者の共有とする。なお、他自治体等への横展開にあたり、権利の使用に際し村への事前確認は求めないこととする。

#### 7. 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は本村と協議を行うこと。

#### 【問合せ先及び各種書類の提出先】

昭和村役場 総務課 企画創生係 （デジタル田園都市国家構想推進交付金 TYPE-X 担当）

〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652

TEL:0241-42-7717 / FAX:0241-57-3044

Mail:kikakusousei@vill.showa.fukushima.jp